



[速報] 新出の「九鬼家文書」の紹介(活動報告)

村井, 良介

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 6:139-145

(Issue Date)

2014-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008713>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008713>



神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター活動報告

「速報」

新出の「九鬼家文書」の紹介

村井良介

このたび、神戸市在住の佐野氏より、ご所蔵の文書について、神戸大学に寄託のお申し出をいただいた。現在、ひとまず、これらの文書を本学で借用し、調査を進めているところである。

同文書は、もとは九鬼家に伝来した文書の一部とみられる。内容は、織田信長黒印状、豊臣秀吉朱印状、豊臣秀次朱印状二点、徳川家康書状などで、織豊期の貴重な史料である。徳川家康書状を除いては、いずれも新出の原文書であると考えられる。

史料の貴重性に鑑み、研究への活用を可能とするため、ここに速報として史料紹介をおこなう。

なお、所蔵者の佐野氏は直接九鬼家とは関係なく、文書は祖父の代に譲り受けたものである

という。したがって、それ以前の伝来はたどることができないが、文書を包んでいた包紙に記載されていた文章からすれば、もともと撰津国三田藩主九鬼家の一族で、同藩の家老を務めた九鬼図書家が所持していた文書であるらしい。九鬼図書家は、九鬼嘉隆の子成隆に始まる。成隆は、嘉隆の正妻の子ではなく、九鬼家の家督は弟の守隆が継いでいる。

よく知られているように、九鬼氏は、中世には志摩国の領主であり、一六世紀中頃に降、九鬼嘉隆のときには織田信長に属し、水軍として活躍した。嘉隆の跡を継いだ守隆は、関ヶ原の合戦で東軍に属し、江戸時代にも大名として存続したが、守隆の跡目をめぐって、守隆の子隆季と久隆の争いが起きる。結果的に、幕府の裁

定によって、久隆が撰津国三田に、隆季が丹波国綾部にそれぞれ所替えとなった。このとき、九鬼図書家の九鬼兵部は、久隆を支持した（『三田市史』第一巻通史編一）。

本文書群は、前述の包紙で七点の文書が一括されていた。その七点は、織田信長黒印状、羽柴秀吉判物断簡（包紙入）、豊臣秀吉朱印状、豊臣秀次朱印状二点、徳川家康書状写、および一九四一年の東京美術親交会の平木清光による上記に六点についての鑑定書（包紙入）である。以下、鑑定書を除き、これらの写真および、翻刻と概要を掲載する。

一、包紙

【翻刻】

(表書)

太閤秀吉公

御朱印 二枚

同書枚高麗障

(裏書)

先祖江御感状・御書并御褒美、

尤家来にも其品有之候て、書付可指上旨、

諸御大名中へ、従 公儀被 仰渡、

貞享元年甲子年 隆律公御代御先祖

覚書、阿部豊後守政武^②まで被差

上候刻、此御朱印之儀も、家来九鬼

図書所持仕候由、御書上有之候、藤四郎ハ

祖父図書成隆、法名心巖道鉄居士之

事也、

子
三月 日

九鬼図書
隆房

【概要】

表には「太閤秀吉公御朱印 二枚」とあるが、実際には豊臣秀吉の朱印状は一点のみであり、二点は豊臣秀次のものである。「同壹枚高麗陣秀次朱印状のうち一点は、朝鮮出兵に関連するものであり、そのどちらか指すものだろう。

裏にはこの文書群についての由緒が書かれている。それによれば、貞享元年（一六八四）、幕府が諸大名とその家来から感状などの文書の書付を提出させた。それに応じて、三田藩主九鬼隆律が老中の阿部正武に覚書を提出した際、家来である九鬼図書が所持していたこれらの文書群も書き上げられたのだという。このなかに、文書の宛所として名前が見える九鬼藤四郎は成隆のことである旨が書かれており、九鬼成隆の仮名が藤四郎であったことが判明する。

なお、幕府は天和三年（一六八三）から貞享

初年にかけて、諸家に文書を提出させており、これはのちに『譜牒余録』として編纂されるが、

貞享元年の書付の提出は、それに関連する可能性がある。本史料群に含まれる徳川家康書状写

は、『譜牒余録』巻第五二に九鬼和泉守（隆律）

からの提出文書の項に収載されている。

二、織田信長黒印状（折紙）

【翻刻】

革衣、同立付

到来候、懇情

別而悦思食候、

猶矢部善七郎

可申候也、

十一月十二日 信長（黒印）

九鬼右馬允

とのへ

【概要】

織田信長が、九鬼右馬允（嘉隆）に、革衣と立付（袴の一種）を贈られたことへの礼を述べたものである。矢部善七郎（家定）は、信長の側近である。



3. 羽柴秀吉判物断簡および包紙

三、羽柴秀吉判物断簡（包紙入、折紙）

【翻刻】

（包紙）

「太閤秀吉感状并判入」

筑前守

二月廿二日 秀吉（花押）

【概要】

羽柴秀吉の折紙の、日付と署判部分のみを切り取ったものである。包紙には「太閤秀吉感状并判入」とあり、「并判入」が、この切り取られたものを指しているとすれば、もとは別に感状もあった可能性がある。

四、豊臣秀吉朱印状（折紙）

【翻刻】

長々在陣辛勞

不被及是非候、仍帷三

被下候、令着、弥可入

精候、就其御仕置等

儀、以御一書、被仰遣候、

猶熊谷半二・水野

久右衛門可申候也、

五月朔日（朱印）

九鬼藤四郎

とのへ

【概要】

九鬼藤四郎（成隆）に宛てた、豊臣秀吉の朱印状である。熊谷半二と水野久右衛門が使者となつている。三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』によれば、秀吉は、文禄二年（一五九三）五月一日付で、この兩人を使者として、朝鮮出兵のため出陣中の諸将に向けて、一斉に文書を発給しており、たとえば「中川家文書」（神戸大学文学部所蔵）にも、これとほぼ同文の朱印状が残されている。したがって、本文書の年代も文禄二年に比定してよいだろう。

なお、本文書と、以下の豊臣秀次朱印状二点は、いずれもいわゆる大高檀紙を使用している。

五、豊臣秀次朱印状（折紙）

【翻刻】

二月廿七日之書状

委細被加披見候、

同廿二日敵番船

相動候処、其方舟

共乗出、則敵船

二艘乗捕由、尤之行、

寔神略之動、被感

思食候、弥其手之

面々令相談、無越度

様二、可入精儀專一候、

彼是氣遣候段、

尤被察思召候、猶吉

左右可申越也、

三月廿七日（朱印）

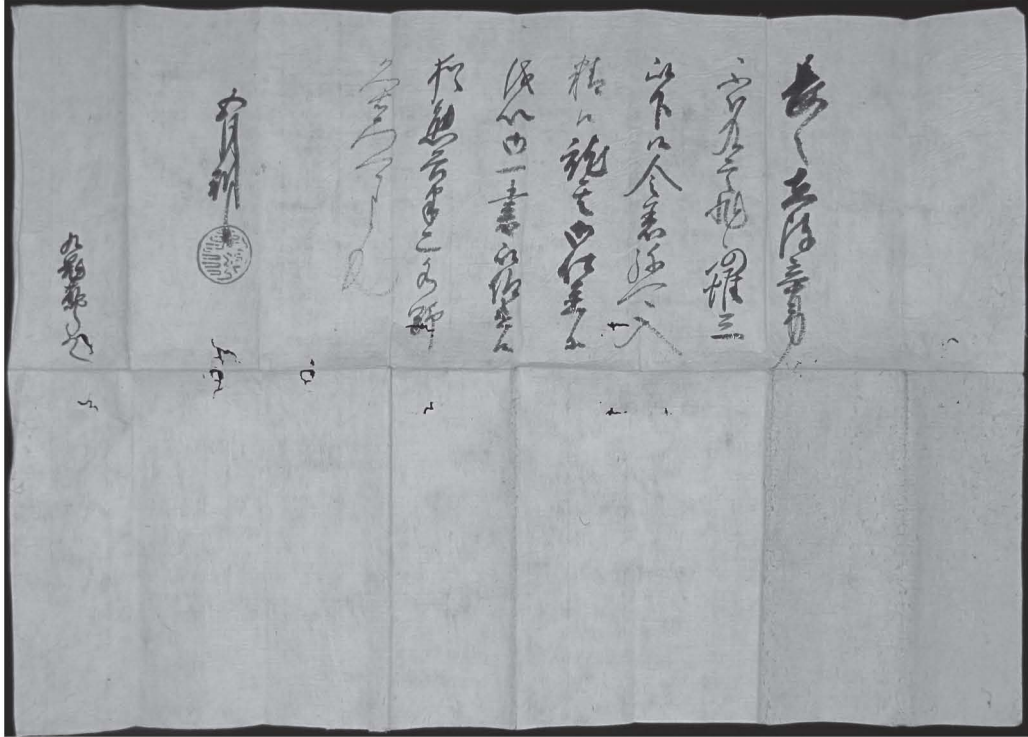
九鬼藤四郎とのへ

九鬼大隅守とのへ

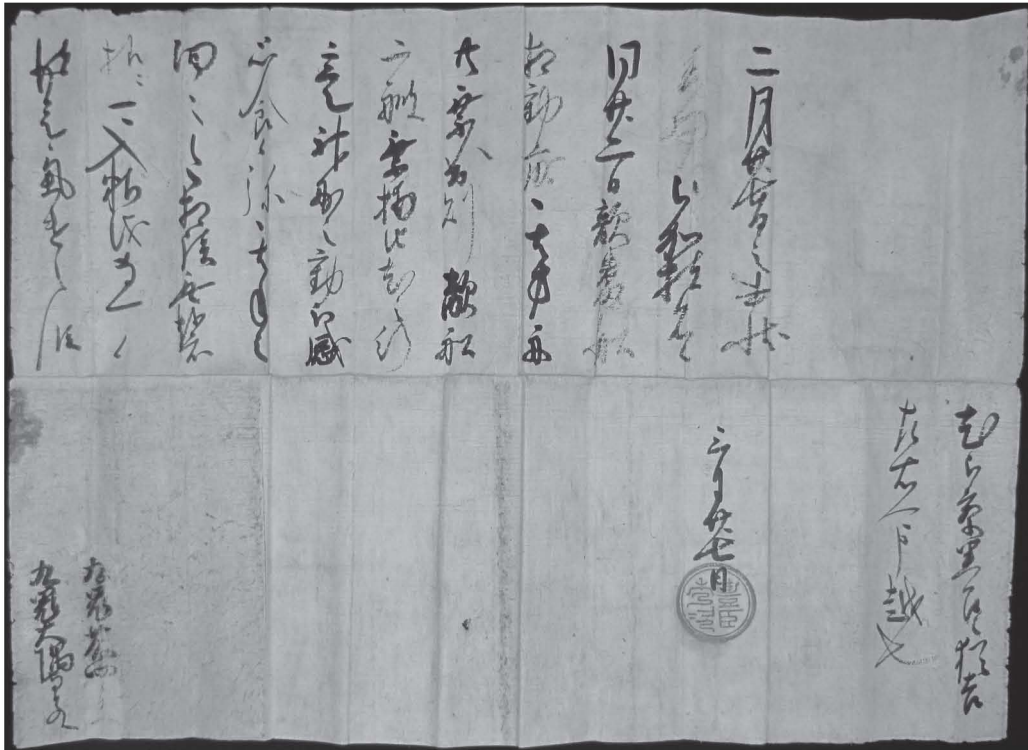
【概要】

九鬼氏が敵船二艘を乗っ取った戦功を賞した豊臣秀次の朱印状である。宛所は九鬼藤四郎（成隆）と九鬼大隅守（嘉隆）になつている。この文書は『寛永諸家系図伝』の九鬼家の項に写が掲載されており、秀吉の感状とされているが、今回、原文書が発見されたことで、秀次朱印状であったことが明らかになった。また『寛永諸家系図伝』の写では、宛所は九鬼大隅守のみである。原文書の方を見ると宛所の「九鬼藤四郎」の文字は墨色が他とやや異なり、追筆の可能性が考えられる。この文書が九鬼図書家の所持になつたあと、図書家の始祖である藤四郎の名前を書き加えたのではないだろうか。

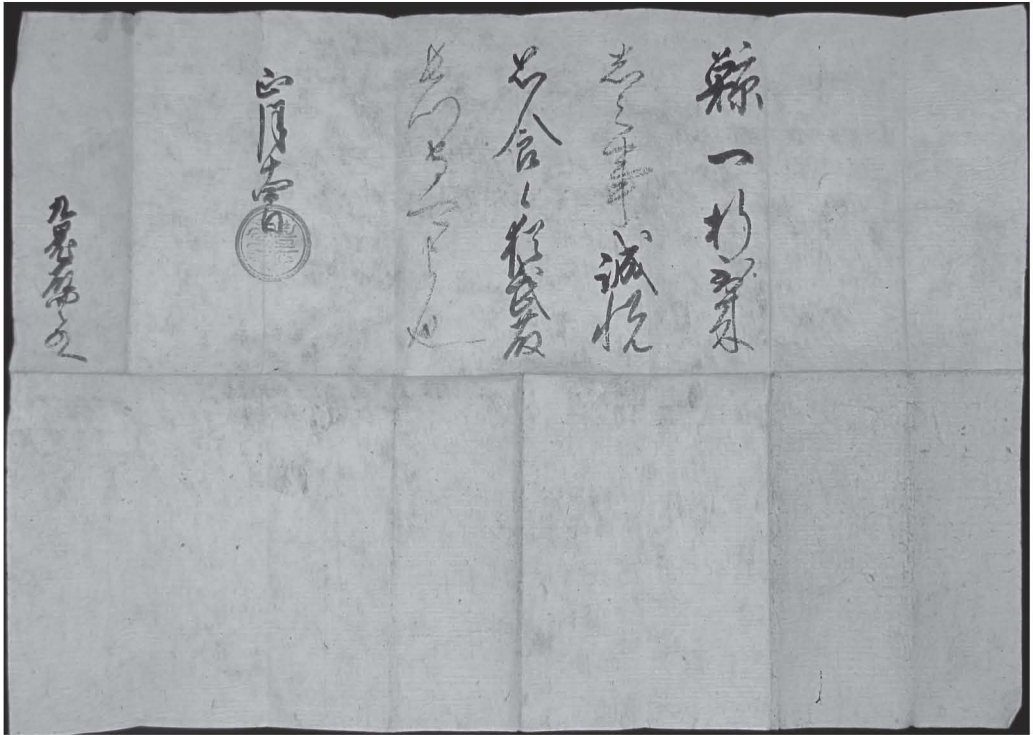
『寛永諸家系図伝』の記述によれば、この文



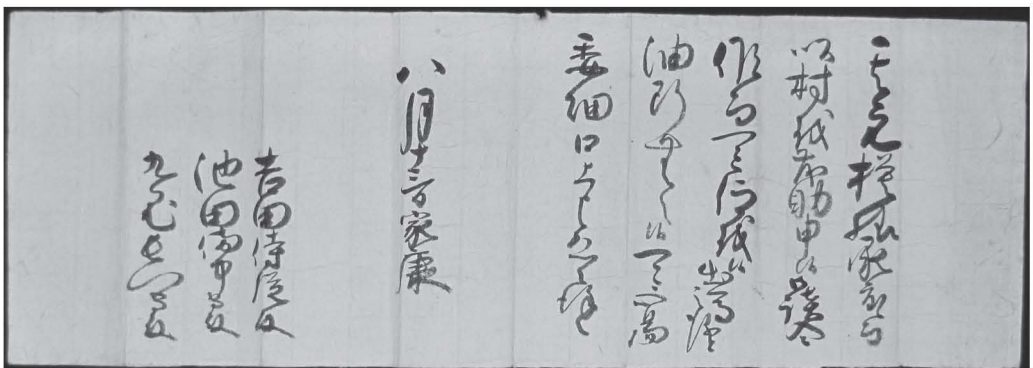
4. 豊臣秀吉朱印状



5. 豊臣秀次朱印状



6. 豊臣秀次朱印状



7. 徳川家康書状写

書は、文禄二年（一五九三）二月二日、朝鮮軍が慶尚道（キョンサン道）の熊川（ウンチョン）を攻撃した際、九鬼嘉隆、脇坂安治らが敵船を捕獲した戦功に対するものである。九鬼氏では、家人の越賀隼人・青山豊前が敵船を捕らえたという。「脇坂文書」にも同じ戦いの戦功を賞した、三月二八日付の秀次朱印状がある（三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』および『史料綜覧』第一三巻参照。なお『龍野市史』第五巻では、秀吉朱印状としている）。文中にみえる「其手之面々」は、九鬼・脇坂ら舟手衆のことだろう。

なお、本文書は折紙であるが、折紙としては、開いたときの下半分の字の向きが逆になっている。したがって、一度切り離して継ぎ直したものと考えられる。

六、豊臣秀次朱印状（折紙）

【翻刻】

鯨一折到来、
志之事、誠悦
思食候、猶武藤
長門守可申候也、
正月十四日（朱印）

九鬼藤四郎とのへ

【概要】
豊臣秀次が、九鬼藤四郎（成隆）に、鯨を贈られたことへの礼を述べた朱印状である。武藤長門守は秀次の家来である。

七、徳川家康書状写（切紙）

【翻刻】

其元模様承度候而、
以村越茂助申候、御談合
候而、可被仰越候、出馬之儀者、
油断無之候、可被心易候、
委細口上申候、恐々謹言、
八月十三日 家康

吉田侍從殿
池田備中守殿
九鬼長門守殿

【概要】

徳川家康が吉田侍從（池田輝政）、池田備中守（長吉）、九鬼長門守（守隆）に対して出した書状の写である。村越茂助（直吉）は家康の家来である。原文書は備前池田文書にあり、前述のように、『譜牒余録』には九鬼和泉守（隆律）の項に、松平伊予守（岡山藩主池田綱政）所持の文書を写したものと記録されている。中

村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、一九五九年）によれば、本文書の年代は慶長五年（一六〇〇）に比定され、関ヶ原合戦に関連する文書である。同日付でほぼ同文の文書が長岡忠興・加藤茂勝（水口加藤家文書）、一柳直盛・西尾光教・市橋長勝・横井時泰（水野文書）、浅野幸長（『譜牒余録』二二・松平安芸守）など、他の東軍方諸将にも出されている。原文書は折紙であると思われるが、この写自体は切紙である。

【付記】

これらの文書群については、大阪城天守閣の跡部信氏にご覧いただき、朱印等が間違いのないものであることをご判断いただいた。また、翻刻については、一部、木村修二氏、藤井讓治氏よりご教示をいただいた。記して御礼申し上げます。

最後に、所蔵者の佐野氏には、史料の掲載につきご快諾いただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げます。